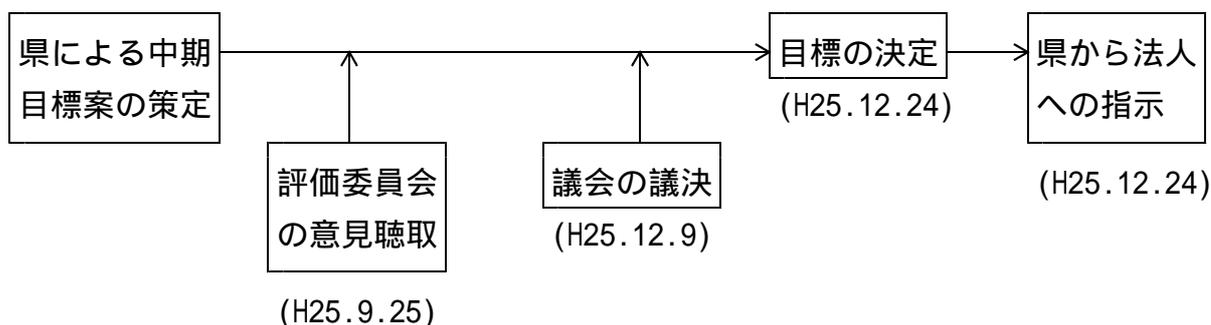


地方独立行政法人青森県産業技術センター第二期中期計画（案）について

1 これまでの経緯と今後の手続

(1) 中期目標の指示（地方独立行政法人法第25条）

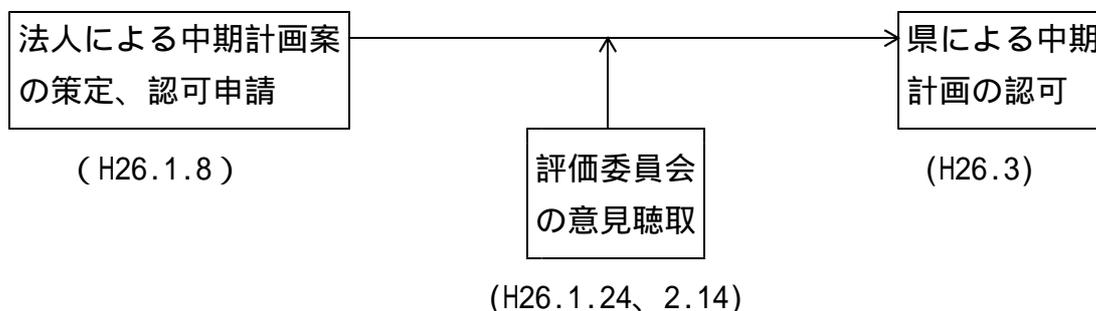
中期目標：法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め法人に指示するもの



(2) 中期計画の作成・認可（地方独立行政法人法第26条）

中期計画：中期目標を達成するための計画として、法人が作成し知事の認可を受けるもの

中期計画の認可：中期計画を認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（法26条第3項）



## 2 中期計画（案）に対する県の評価

地方独立行政法人青森県産業技術センターの第二期中期計画（案）については、下記の評価のとおりです。

- (1) 地方独立行政法人法第26条及び青森県地方独立行政法人法施行細則で定められた項目、内容については網羅されている。
- (2) 試験・研究開発の推進事項や産業活動への総合的な支援において、「攻めの農林水産業推進基本方針」、「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」、「青森ライフイノベーション戦略」及び「青森県低炭素型ものづくり産業振興指針」等、県の計画の方向性に沿った具体的な業務の対応が示されている。
- (3) 「普及する技術・指導参考資料に採用される技術等の件数」、「製品の商品化・実用化の件数」など期間中に達成すべき数値目標については、第一期の実績をベースとして設定されたものであり、妥当と判断される。
- (4) 試験・研究開発を効率的・効果的に推進するため、ロードマップの作成、内部及び外部の評価により適切な進行管理が行われると認められる。
- (5) 業務内容の選択と集中に努め、業務の見直しを適時適切に行うとともに、迅速な意思決定や弾力的な組織運営により質の高いサービスを提供すると認められる。
- (6) 運営経費の執行の効率化、外部からの研究資金の導入と自己収入の確保等に努めるとしているほか、短期借入金の限度額は、事故等の発生に備えた所要額が確保されていると認められる。

以上のとおり、第二期中期計画（案）については、認可することが適当であると認められます。